

施設計画（事業計画）

参考資料 4

事業名称	事業内容
1 管路整備事業	
1 汚水管路整備事業	各家庭などの汚水を処理施設へ運ぶための管路設備を整備する事業。 未普及地区解消のための管路整備は概ね完了しており、マンホールポンプの更新を主に実施している。 管路の耐用年数は50年とされており、最も古い地区では今後12年程度で耐用年数を迎える。
2 雨水排水路整備事業	大雨等による被害の影響が大きい迫町大東地区の浸水被害軽減のため、雨水排水路を整備する事業。 令和7年度をもって事業が完了している。
2 ポンプ場整備事業	迫川東側の汚水を佐沼環境浄化センターへ運ぶための迫中継ポンプ場の更新を行う事業。
3 処理場施設整備事業	市内28箇所の処理場施設を整備するための事業。新規整備は平成29年の大泉農業集落排水処理施設の整備をもって終了しているため、現在は老朽化した施設の更新事業を実施している。
4 流域下水道建設費負担金	宮城県が管理する石越浄化センターの建設改良費の一部を負担している。登米市、栗原市、宮城県の3団体で費用を負担している。
5 浄化槽整備事業	市が使用者等からの申請に基づいて、個人宅地内に浄化槽を設置する事業。 令和7年度で新規整備を停止し、現在は補助金型浄化槽の整備に移行している。
6 施設統廃合事業	令和6年度に策定した「登米市下水道事業施設統廃合計画」に基づいて、隣接する処理区間の統廃合を行う事業。令和8年度から事業に着手している。
7 災害復旧事業	災害により被災した下水道施設の復旧を行う事業。

